

「弘前大学学生広報スタッフ」実施要項

(令和4年5月13日 企画担当理事裁定)

(趣旨)

第1 この要項は、弘前大学（以下「本学」という）における学生広報スタッフの活動に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2 学生広報スタッフは、本学の学部学生及び大学院生（以下「学生」という）が本学の魅力を学内外に発信する広報業務に従事することで、学生の社会人として必要とされる諸能力の涵養を図るとともに、教職員と協働し、大学運営に学生の声を反映させ、より多様な層に届く広報活動を実践していくことを目的とする。

(対象者)

第3 学生広報スタッフの対象者は、本学の学生とする。

(業務内容)

第4 学生広報スタッフは、総務部広報・情報戦略課広報室の指示を受けて、広報業務に従事するものとする。

(募集及び選考)

第5 学生広報スタッフは掲示等により公募し、総務部広報・情報戦略課広報室による書類審査・面接等による選考のうえ、委嘱するものとする。

(任期)

第6 学生広報スタッフの任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。ただし、次の各号に該当する場合を除き、本学に在籍中は毎年度更新されるものとする。

- (1) 本人から退任の申出があった場合
- (2) 企画担当理事が不適任であると判断した場合

(教育的配慮)

第7 学生広報スタッフに業務を指示する場合は、当該学生が受ける授業及び研究指導等に支障が生じないように配慮しなければならない。

(報酬)

第8 学生広報スタッフの活動は原則として無報酬とする。ただし、企画担当理事が必要と判断した場合は、必要な経費を支給できるものとする。

(保険)

第9 学生広報スタッフは活動にあたり、学生教育研究災害傷害保険(学研災)及び学研災付帯賠償責任保険(学研賠)に加入するものとする。ただし、学生の事情等によっては、他の同様な保険に加入していることをもって代えることができるものとする。

(守秘義務)

第10 学生広報スタッフが業務上知りえた情報は、部外者に漏らしてはならない。

(事務)

第11 学生広報スタッフに関する事務は、総務部広報・情報戦略課広報室で処理する。

(その他)

第12 この要項に定めるもののほか、学生広報スタッフの活動に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和4年5月13日から適用する。